

稲沢市消防本部危険物製造所等における複数の変更工事に係る許可申請等の手続

危険物製造所等において、危険物製造所等の位置、構造及び設備を改修する場合は、当該危険物製造所等の変更工事が法第 10 条第 4 項に基づく技術上の基準に適合し、法第 11 条第 1 項に基づく市町村長等の許可を受けなければならない。

一方、変更工事期間中の当該危険物製造所等は、法第 11 条第 5 項に基づく市町村長が交付する完成検査済証交付まで使用できなくなるため、法第 11 条第 5 項ただし書に基づく仮使用の承認を受け使用できるものと規定している。

しかし、変更工事の形態により、複数の変更工事を同時期に行う場合、又、変更工事内容によっては工事の変更を止むを得ず行わなければならない事態も起こりうる。

このため、安全性が損なわれない状態を維持できる場合に限り、下記のとおり変更許可申請及び仮使用承認申請並びに完成検査申請により、速やかなる変更工事に係る完成検査済証の交付を行い完了させるものとする。

記

1 複数の変更工事を工事期間が重複して変更工事する場合

複数の変更工事が工事期間を重複して個別に申請された場合は、個別に完成検査を行う。

ただし、工事完了時期がずれ、先に完成した部分の完成検査を行い、残る工事期間中先に完成した部分を仮に使用して工事を継続する場合は、改めて仮使用承認申請の提出を要する。

残る工事部分完了後、完成検査を行う。

なお、同時期に工事が完了した場合は、1 件の完成検査として検査しても差し支えない。

例示

○ 工事部分 A、工事部分 B、工事部分以外 C

工事部分 A

A 変更許可（仮使用 C） → A 完成（完成検査）

工事部分 B

B 変更許可（仮使用 C） → B 完成（完成検査）※ B 先に完成

ただし書 工事部分 B 完成後、B を仮使用する場合は、新たに B・C の仮使用承認申請を行う。

2 複数の変更工事を工事期間が重複せずに変更工事する場合

複数の変更工事が工事期間を重複せずに個別に申請された場合は、個別に完成検査を行う。ただし、工事完了時期がずれ、先に完成した部分の完成検査を行い、残る工事期間中先に完成した部分を仮に使用して工事を継続する場合は、改めて仮使用承認申請の提出を要する。

残る工事部分完了後、完成検査を行う。

例示

○ 工事部分 A、工事部分 B、工事部分以外 C

工事部分 A

A 変更許可（仮使用 C） → A 完成（完成検査）※ A 先に完成

工事部分 B

B 変更許可（仮使用 C） → B 完成（完成検査）

ただし書 工事部分 A 完成後、A を仮使用する場合は、A・C について仮使用承認申請を行う。

3 複数の変更工事を 1 の許可として変更工事する場合

複数の変更工事を、1 の許可として変更工事する場合は、1 の完成検査を行う。ただし、工事完了時期がずれ、先に完成した部分を使用する場合は、先に完成した部分だけ完成検査を行う。

残る部分のへ工事については、新たな工事部分として新たな変更許可申請及び先に完成した部分を仮に使用する範囲として仮使用承認申請により工事を継続する。

残る工事部分の工事完了後、完成検査を行う。

例示

○ 工事部分 A、工事部分 B、工事部分以外 C

工事部分 A・B

A B 変更許可（仮使用 C） → A B 完成（完成検査）

ただし書

A B 変更許可（仮使用 C） → A 完成（完成検査）
A 完成後 B 変更許可（仮使用 A・C）
→ B 完成（完成検査）

4 設置許可に対する完成検査

設置許可工事で、変更がない場合は設置完成検査行う。

ただし、許可中、計画変更等が生じた場合は、変更許可を行い、工事完了後、設置許可に対する完成検査を行う。

例示

○ 計画変更なしの場合

設置許可 → 設置完成（完成検査）

○ 計画変更ありの場合

設置許可 → （計画変更） → 設置完成検査
変更許可（設置変更） → 工事完了

5 変更許可に対する完成検査（1）

変更許可の工事を実施中、計画変更等が生じた場合は、変更許可に対し新たに変更許可（変更変更）を行う。

工事完了後、元変更許可に対し完成検査を行う。

例示

○ 工事部分 A、工事部分以外 B

計画変更なしの場合

A 変更許可（B 仮使用） → A 変更完成検査

計画変更ありの場合

A 変更許可（B 仮使用） → （計画変更） → A 変更完成検査
A 変更許可の変更許可（仮使用） → 工事完了

6 変更許可に対する完成検査（2）

変更許可の工事実施中、計画変更等が生じたため、変更許可に対し新たに変更許可（変更変更）を行ったが、再度、変更が生じたため新たな変更許可（変更変更の変更）を行う。

完成検査は、工事完了後、元の変更許可に対し完成検査を行う。

ただし、仮に使用する範囲が異なる場合は、新たな変更許可に併せ仮使用承認申請を行う。この場合、工事部分が完成した場合は、完成検査を行うことができる。完成部分及び残る工事範囲については、新たな仮使用承認申請を行うものとする。

例示

○ 工事部分 A、工事部分以外 C

計画変更なしの場合

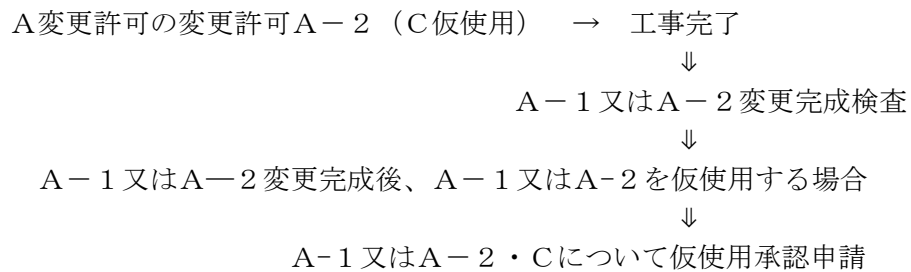
A 変更許可（B 仮使用） → A 変更完成検査

計画変更ありの場合

A 変更許可（B 仮使用） → （計画変更） → A 変更完成検査
A 変更許可の変更許可 A-1（C 仮使用） → 工事完了
A 変更許可の変更許可 A-2（C 仮使用） → 工事完了

ただし書

A 変更許可（B 仮使用） → （計画変更） → A 変更完成検査
A 変更許可の変更許可 A-1（C 仮使用） → 工事完了



7 複数の申請に対する同時完成検査

複数の変更許可を受けている一つの危険物製造所等で、同時に完成検査を受ける場合は、1件の完成検査申請として取り扱えるものとし、当該完成検査申請書の「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、当該同時完成に係る全ての許可年月日及び許可番号を連記すること。